

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年一月二十七日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

### 広島県人事委員会規則第一号

#### 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十三年広島県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の部中

課長 経営戦略推進プロジェクト担当 課長 介護人材就業支援プロジェクト 担当課長 雇用基金特別対策プロジェクト 担当課長	三 種
--	--------

を

担当課長	三 種
------	--------

に改め、同表の備考を次のように改

める。

#### 備考

1 知事部局の部における総括監及び担当課長とは、特定の事務名を付した職名のもの  
をいう。

2 知事部局の部における室長とは、次の職をいう。

- 一 防災室長
- 二 通信管理室長
- 三 共通業務室長
- 四 職員健康室長
- 五 資産活用室長
- 六 設備工事室長
- 七 税務システム管理室長
- 八 行政情報室長
- 九 統計調査室長
- 十 交通対策室長
- 十一 権限移譲室長
- 十二 企画室長（健康福祉総務課に置かれるもの）
- 十三 児童虐待防止・DV対策室長
- 十四 健康増進室長
- 十五 食品衛生室長

- 十六 自立支援室長
- 十七 東部産業支援室長
- 十八 計量検定室長
- 十九 国際ビジネス室長
- 二十 企画室長（農林水産総務課に置かれるもの）
- 二十一 食品流通安全室長
- 二十二 漁港漁場整備室長
- 二十三 農地整備室長
- 二十四 農道水利室長
- 二十五 林業技術指導室長
- 二十六 技術指導室長
- 二十七 道路河川管理室長
- 二十八 ダム室長
- 二十九 港湾振興室長
- 三十 下水道室長
- 三十一 住宅管理室長

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。